|  |
| --- |
| №23-19　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2023（令和5）年8月3日***全保協ニュース*****〔協議員情報〕****全　国　保　育　協　議　会****TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509****ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会（第１回）が開催される

（こども家庭庁） １

* 令和５年 社会福祉施設等調査へのご協力のお願い（厚生労働省） ３

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会（第１回）が開催される（こども家庭庁）**

令和5年8月1日、こども家庭庁において、第1回目となる「こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「こども家庭審議会」は、「こども家庭庁設置法」に基づき、こども家庭庁に設置されており、内閣総理大臣またはこども家庭庁長官の諮問に応じて、下記を調査・審議する審議会となります。

|  |
| --- |
| こども家庭審議会の審議事項「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項」「こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項」「こども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項」「こどもの権利利益の擁護に関する重要事項」 |

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」するとされています。昨年度まで内閣府が開催していた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

8月1日に開催された第1回では、既に本ニュースでもお伝えしている「こども未来戦略方針」や「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策」のほか、「令和4年教育・保育施設等における事故報告集計」が議題となりました。

本会からは、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が委員として参画しており（第1回会議は伊藤唯道副会長が代理出席）、下記内容の提出資料をもとに発言しています。

|  |
| --- |
| **〇配置基準の改善*** 近年、子どもの発達状況の個人差も大きく、個別に対応する必要性が増しており、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のねらいを充分に達成する活動を展開するには、人員配置を見直す必要がある。
* 「こども未来戦略方針」において、配置基準の改善が明記されたことに感謝申しあげる。
* 配置基準の改善については、加算対応ではなく、1歳児5対1、4・5歳児25対1を法的に改善していただきたい。
* その際、保育士確保が難しいことを踏まえ、経過措置を設けていただくとともに、配置基準の改善が法的に施行されるまでについては、加算対応をとっていただきたい。

**〇不適切事案を踏まえた対策*** 「子どもの最善の利益」を保障する保育所・認定こども園等において、園児への虐待はあってはならないことであり、会員に向けて会長メッセージを発信するとともに、全国保育士会と共同で緊急セミナー「『子どもの最善の利益』を守るために」を開催し、3万2千回を超える視聴がされた。
* また、全国保育士会では、「不適切な保育」に関する国の実態調査を、よりよい保育を追求し、さらなる保育の質の向上をめざす良い契機ととらえ、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた保育の振り返りを行い、その結果を公表している。
* 振り返りの結果からは、保育者が自身の保育を謙虚に振り返り、意識せずに行ったことが、実は子どもの人権にかかわる内容だったことに気づき、どうすればよいのかを考え、子どもに寄り添うことを通して、保育の質をさらに向上させたいという保育者の思いが読み取れた。
* 引き続き保育現場における保育の振り返りを行っていくよう働きかけていきたいと考えている。
* 不適切保育を防ぐ責任は一義的には施設長にある。施設長がその責任を果たすには、「資格・必修研修等の要件等を的確に定め、義務化することが必要」であると考える。

**〇こども誰でも通園制度*** 保育所・認定こども園は、これまでも一時預かりや地域子育て支援事業を実施しており、「孤立した育児」のなかで不安や悩みを抱える子育て家庭に寄り添う技術、知識、関係機関との連携が既にあり、積極的に役割を果たしていきたいと考えている。
* 一方で、保育現場においては、子どもの成長を長い時間軸で進めており、時間単位での利用は、一人ひとりに寄り添うことで得られる安定した保育環境への負荷となる可能性がある。
* 保育所・認定こども園では、子どもの連続的な育ちと生活を、施設と家庭が協働して創ることをめざしている。
* その保育本来の意義が守られ、保育を受けるべき子どもたちへの「保育の質」が低下しないような制度、そして、保育士が専門性を発揮できる環境整備を、「こども誰でも通園制度」の創設にあたっては併せて進めていただきたい。

**〇制度の創設にあたって*** 「こども未来戦略方針」では、今後「こども大綱」とあいまって少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、「こども誰でも通園制度」など、少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向が取りまとめられたが、この具体化は年末に策定される「戦略」に示される。
* この過程において、「こども家庭庁」においては、子どもの権利が確実に保障されるとともに、必要な予算の確保と保育の質の向上、保育士・保育教諭等の処遇改善が図られるものと承知している。
* そのために、保育現場の声を直接お聞きいただきたく、協議および意見交換の場を十分に設けていただきたい。
 |

資料等の詳細は、下記ホームページよりご確認ください。

■ こども家庭庁トップページ > 会議等 > こども家庭審議会 > 子ども・子育て支援等分科会

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/>

* **令和５年 社会福祉施設等調査へのご協力のお願い（厚生労働省）**

社会福祉施設等調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政の推進のための基礎資料を得るため、厚生労働省が毎年実施しているものです。

今年度も、9月下旬を目途に、保育所、保育所型認定こども園、小規模保育事業所等に対し、調査票が郵送されます。会員の皆さまにおかれましては、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、**令和4年度調査まで実施されていた幼保連携型認定こども園調査票については、記入者の負担を考慮し、令和5年度調査より廃止となっております**（※全保協事務局注：幼保連携型認定こども園については、こども家庭庁が実施する「認定こども園に関する状況調査」および文部科学省が実施する「学校基本調査」の対象となっており、令和5年度はその2つの調査において、施設数等が調査されます）。